

税務支援対策部からのお知らせ

「税務支援従事義務免除申請書」の提出について

提出は 11 月 30 日 までに各所属支部へ

「税務支援規則」及び「税務支援規程」の一部改正により
平成 27 年度から従事免除制度が変更されました

税理士業務の無償独占を背景に、税理士の社会公共的使命として、社会に対し自らの責任の当然の履行を保証する観点から、会則第 61 条第 3 項及び同第 4 項において、税務支援への従事義務について規定されています。

ただし、例外として、以下の事由により従事が困難な会員は、添付の「税務支援従事義務免除申請書」(以下「免除申請書」という。)を所属支部に提出し、支部が承認した場合には、従事の免除を受けることができますのでご案内いたします(税務支援規則第 12 条、税務支援規程第 9 条の 2 ~ 第 9 条の 5 参照。税務支援規程第 20 条に基づき、免除申請にかかる事務を支部へ委託しています。)

なお、平成 27 年度より免除事由等が変更されておりますのでご注意ください。

また、所属支部で別途に提出期限の定めがある場合は、支部の提出期限に従ってください。

《免除事由》

負傷又は疾病により療養していること(規則第 12 条第 1 号)

震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること(規則第 12 条第 2 号)

国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること(規則第 12 条第 3 号)

出産、育児、介護その他これらに類する事由によること(規則第 12 条第 4 号)

- (注) 1. 免除申請書提出後、支部がこれを審査し、従事免除不可の場合のみ、所属支部から 2 ヶ月以内にご連絡いたします。連絡のない場合は、従事を免除されたものをご認識ください(支部で別途設定の場合を除く。なお、規程第 20 条に基づき、本会が支部に当該事務を委託しています。)
2. 12 月 1 日以降に免除事由が生じた場合は、上記期限に関わらず免除申請書を提出することができます。
3. 従事日当日の事故、急病等の場合は、口頭連絡のうえ、事後に免除申請書を提出してください。

【参考】平成 26 年度からの主な変更点

1. 免除事由の変更

変更前（平成 26 年度まで）

本会会費減免者

病気療養中の方

- ・ 出産前後の場合も病気療養中とみなす。

高齢者

- ・ 75 歳以上の者

公職者等

- ・ 国会議員、地方議会議員、独立行政法人の役員を指し、その他これに準ずる者として、地方公共団体の外部監査人及びその補助者

その他

- ・ ~ 以外の事由で、止むを得ない事情のある者



変更後（平成 27 年度から）

負傷又は疾病により療養していること（規則第 12 条第 1 号）

震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること（規則第 12 条第 2 号）

国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること（規則第 12 条第 3 号）

出産、育児、介護その他これらに類する事由によること（規則第 12 条第 4 号）

高齢であることのみをもって免除事由とはなりません。

税理士業務を行うことが停止されている者、本会会費減免者は、そもそも税理士業務を行うことができないため、免除事由から除外されています。

2. 添付書類の提出

平成 27 年度から、免除申請する際に、必ず添付書類を提出することになりました（具体的な添付書類については、免除申請書の裏面を参照願います。）。

3. 従事義務免除期間の設定

平成 27 年度から、従事義務の免除期間が、本会（支部）が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とされました。

また、従事義務の免除承認を受けた事業年度の翌事業年度においても継続することを妨げませんが、この場合、新たに免除申請書を提出する必要があります。

様式第1号・・・第9条の2（税務支援従事義務免除申請書・表面）

平成 年 月 日

近畿税理士会 _____ 支部

支部長 _____ 殿

税理士会員氏名 _____ (印)

登録番号 [_____]

税務支援従事義務免除申請書

私は、税務支援に関する実施規程第9条の2第1項に基づき税務支援従事義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、税務支援の実施に関する規則第12条各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を通知いたします。

記

1. 税務支援従事義務免除申請期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
(免除期間は、申請する事業年度末日までの間とする。規程第9条の4参照。)

2. 免除を受けようとする理由(該当する理由に☑を記入してください)

- 負傷又は疾病により療養しているため(規則第12条第1号該当)
- 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によるため(規則第12条第2号該当)
- 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であるため(規則第12条第3号該当)
- 出産、育児、介護その他これらに類する事由によるため(規則第12条第4号該当)

具体的理由の記載:

3. 添付書類(規則第12条第 _____ 号 該当番号 _____ 『裏面参照』)

具体的添付書類名の記載:

【支部処理欄】

申請受理年月日	平成 年 月 日
審査日	平成 年 月 日(申請書受理後2か月以内)
所見	
従事免除の可否	可 ・ 否
会員への通知年月日	平成 年 月 日

きりとりせん

様式第1号・・・第9条の2（税務支援従事義務免除申請書・裏面）

税務支援従事義務免除申請書 添付書類一覧（税務支援規則第12条関係）

1号	負傷又は疾病により療養していること。	
該当 番号		医師の診断書又はそれに準ずる書類
		上記 が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

2号	震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。	
該当 番号		り災証明書その他これに準ずる書類
		上記 が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

3号	国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。	
該当 番号		議員であることを証する書類

4号	出産、育児、介護その他これらに類する事由によること（親族を含む）。		
該当 番号	出産 育児		母子手帳の写し
			育児の場合は、免除申請書「2」欄に育児により困難である旨を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
			上記 又は のいずれにも該当しない場合には、免除申請書「2」欄に、その具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
	介護 その他		介護認定書その他これに準ずる書類で要介護状態又は要支援状態であることを明らかにするもの及び申述書（介護認定申請中の場合には申請中である旨の申述書）
		上記 が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。	

<注意事項>

- ア 記載されているもののほか、特に必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。（規程第9条の2第2項）
- イ 提出された書類は、従事義務の免除承認の有無にかかわらず返却いたしません。（規程第9条の2第3項）
- ウ 免除を受けることができる期間は、本会（支部）が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とします。（規程第9条の4第1項）
- エ 免除を受けた事業年度の翌事業年度以降も免除申請をする場合には、新たに免除申請書を提出しなければなりません。（規程第9条の4第2項）